

令和6年度に秋田県立中学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田県立中学校学則（平成15年秋田県教育委員会規則第12号）第8条の規定により、公告する。

令和5年8月25日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

1 入学願書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間 令和5年11月6日（月）から同月9日（木）まで

(2) 提出先 各志願先中学校長

2 入学志願者検査日 令和5年12月23日（土）

(1) 国語、社会、算数、理科及び外国語（英語）の教科横断的な内容の適性検査を行う。

(2) 作文を課す。

(3) 「個人面接」又は「集団面接」若しくは「個人面接及び集団面接」を行う。

3 出願資格

出願することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 秋田県内に住所を有し、小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者

(2) 秋田県外居住者のうち小学校を卒業見込みの者で、次のアからウまでのいずれにも該当するもの

ア 学業成績が優れている者又は優れた資格若しくは技能を有する者

イ 合格後は当該中学校に入学することを確約できる者

ウ 入学後、受検者が保護者とともに県内に居住できる者

(3) 志願先中学校長が特別に出願を許可した者

4 募集する学校及び定員

秋田県立大館国際情報学院中学校 70名

秋田県立秋田南高等学校中等部 80名

秋田県立横手清陵学院中学校 70名

※ただし、県外居住者の入学者数の上限は、各校5名とする。

5 選抜結果の通知

令和6年1月9日（火）に受検者及び在籍する小学校長に通知する。

6 その他

入学者選抜の実施上必要な細目事項は、別に定める「令和6年度秋田県立中学校入学者選抜実施要項」によるものとする。